

輸入申告における貨物の「運送先」が複数ある場合のNACCS-MSX業務による「運送先」の提出様式について

- ・令和7年(2025年)10月12日(日)以後に行われる税関への輸入申告においては、その申告項目として輸入許可後の貨物の「運送先の所在地・名称」が追加されます。
これにより、輸入申告の際に、「①運送先の所在地」と、「②運送先の名称(又は運送先において貨物の引渡しを受ける者の氏名若しくは名称)」を申告していただくこととなります。
- ・「運送先」は、輸入申告時点の貨物の運送契約に基づく、輸入許可後の国内運送先です。
一の貨物について経由地を含めて2以上の運送先がある場合、当該貨物については最後の運送先を申告してください。
- ・NACCSによる輸入申告において、1申告中の複数の貨物について異なる運送先がある場合は、輸入申告情報自体に「主たる貨物の運送先1か所」を入力送信するとともに「運送先」の一覧を所定の様式にてMSX業務により提出していただくこととなります。

【NACCS-MSX業務により提出いただく際の所定の様式について】

様式イメージ(英文住所用の場合)

B/L番号／AWB番号		輸入申告番号	運送場所の所在地					名称等識別	運送場所の名称等	電話番号
郵便番号	都道府県	市区町村(行政区名)	町域名・番地	ビル名ほか						
1008940	Tokyo	Chiyoda-ku	Kasumigaseki 3-1-1				1	Ministry Of Finance,Japan	0335814111	
1358615	Tokyo	Koto-ku	Aomi 2-7-11	Tokyo Kowan Godo Chosha			1	Tokyo Customs Headquarters	0335996214	
2198799	Kanagawa	Kawasaki-shi Kawasaki-ku	Higashiougishima 88				2	Kawasaki Jiro	0442705780	
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	

※住所を和文で入力する場合には、
「和文住所用」のシートを使用ください。

- (注) ※ 提出様式は【excel形式】。
- ※ 白塗り部分の項目は入力必須項目、網掛け部分(運送場所の所在地の「郵便番号」及び「電話番号」)の項目は入力任意項目です。
 - ※ 「B/L番号／AWB番号」及び「輸入申告番号」は、いずれか一方を入力してください(両方入力いただいても構いません。)。
 - ※ 「B/L番号／AWB番号」は、輸入申告書の「船荷証券番号」欄に記載する番号(NACCS申告の場合は、輸入申告事項登録業務(IDA)において「B/L番号／AWB番号」欄の繰り返し1回目で入力する番号)と同じ番号を入力してください。
 - ※ 運送場所の所在地の「都道府県」、「市区町村(行政区名)」、「町域名・番地」及び「ビル名ほか」並びに「運送場所の名称等」は、英文又は和文のいずれかで入力してください。
英文の住所は「英文住所用」のシートを、和文の住所は「和文住所用」のシートを使用してください。1申告中に英文住所と和文住所が混在する場合には、2つのシートに分けて入力してください。
 - ※ 「名称等識別」:運送場所の名称等欄に「運送先の場所の名称」を入力する場合は「1」、
運送場所の名称等欄に「貨物の引渡しを受ける者の氏名又は名称」を入力する場合は「2」。
 - ※ 今後、上記と同様の様式を税関様式(通達)としても定める予定です。
 - ※【2025/2/26追記】「英文住所用」と「和文住所用」でExcelのシートを分ける旨ご案内しておりましたが、Excel自体を別のファイルにする予定です。